

## 中世社会の展開と地域変貌<sup>(註1)</sup>

—西相州を例として—

は し が き

中 丸 和 伯

近來歴史学において、中世の権力を問題にするとき、その経済的基礎に個別庄園をすえて考えようとする傾向がある。これは権力の推移過程を庄園の構造変化にもとめようとするあらわれである。権力をこの様な視角から分析する方法はたしかに以前の研究段階より進歩しているが、性急に在地構造と権力との関係をつけてはいないだろう。源家政権や足利政権の内容はともかくも織豊政権の段階にいたるも権力の出現地は東国、東海地方であった事実からすれば畿内を中心とした個別庄園の研究成果を封建権力の成立過程と結びつけて考えることは誤りとはいえないまでも、歴史的現実とは大きなズレがあるのであるのではなからうか。とくに地域の特殊性と一般性が権力の問題とからんで意識されるため、村落の実態や地域差は必ずしも明らかにされたとはいえない。それははじめから畿内、辺境（東国・九州）といった権力の存在から地域区分して、両者の在地構造を云々する方法にたっているからである。封建制成立の論理性（古代は都市とその小さな領域から出発したが、中世は農村から出発した。）や権力そのものは一定の生活圏<sup>エックホフ</sup>の政治要求<sup>政治要求</sup>Ⅱ地域的要求にたつものであるから、地域変貌の研究は権力理解の上で重要な課題である。とくに

地域内の自然と人間との関係の変化を通じて地域変貌をとらえ、権力の推移過程を考えるのが地理学に於ける権力論と思う(注2)。この様な観点にたつて西相州、現在の秦野市、小田原市、足柄上郡開成町、山北町の地域、平安末期においては波多野庄、中村庄、成田庄、曾我庄、菊野庄、大井庄、早川庄にわかれていたが、戦国期は西郡と中郡II小中郡、徳川期には足柄上郡、足柄下郡と大住郡の一部となった地域(図参照)をとりあげ、行政区劃の変化をつうじて地域変貌をあきらかにしたい。行政区劃といつても、ただ漠然とできあがるものでなく、一つの政治的要求によつてつくられるものである。古くから行政区劃は行政者の意図とそれをうけとめる在地とのからみあいでも形成されるもので、政治の集中的表現とでもいうべきものである。このことについては、我々は市町村合併におこる紛糾に多くのことをしっているし、その実態を思いおこせば充分であろう。

中世西相模之図



平安末期の西相州 一〇世紀、西相模は足上郡高家郷(高尾)・桜井郷(境)・足下郡垂水郷(土肥)・和戸郷(小田原)・高田郷(高田)・飯田郷(飯田岡)・小総郷(酒匂)・伴部郷(友大)・磯長郷(前川)・洵綾郡幡多郷(波多郷)・中村郷(中村)などの郷が律令制下の支配単位であった(図参照)。これらの郷は少くともそれ

をさかのぼる数世紀前に成立して、郡司を通じ国司のもとに把握されていた。「郷名」をしる「倭名類聚抄」は漢和分類体の辞書で源順によって一〇世紀につくられたものであるが、そのなかに全国の郷名がふくまれていること自体「郷」の実体がうしなわれつつあったことを意味しないであろうか。このころの政治的事件として、中央貴族をふるえあがらせた東国の平将門の乱、西国の藤原純友の乱が律令制国家の国郡制支配の矛盾に表現していろいろ。「郷」とはちがったものに高野馬牛牧(国府津)・早川牧が官牛馬養畜場としてしられていた(延喜式)。早川牧は嘉保二年(一一〇九五)のころ、京都九条家を本家にもった早川庄にかわり、散位従四位下大江公仲の所領となっていた(大江仲)。この過程は「伴部郷」五十畑が撰津国四天王寺(荒陵寺)に律令体制のなかで食封にあたえられた地が(新勘符)、大伴郷と地名をかえたことや(四天王寺御)手印縁起、近衛天皇が久安五年(一一四九)建立した山城国延勝寺領に相模国足柄下郡大井庄が寄進されたことにもしりえよう(西妻)文治4.6.4鑑。すでにこの変化に対し、平将門を頂点とした在地土豪の動きを評価したが、それから一世紀をへた天養元年(一一四四)には相模国留守所目代源頼清の下知により在地土豪が結託して神宮御厨大庭に侵入乱行した。それは鎌倉に居住していた源義朝の郎従清大夫安行・新藤太や三浦庄司平吉次(義次)・男同吉明(義明)・中村庄司同宗平・和田太郎同助弘などの所従千余騎であった(兵鑑)。義朝は大庭御厨に侵入するばかりか、相馬御厨(下総)にも押入ったが、これをささえたのは国衙・在庁官人やそれにつながる南関東の在地土豪であった。その勢力の伸張は義朝個人の組織力もさることながら、長子義平が三浦介義明の娘を妻に、次子朝長が波多野義通の妹を妻にもらったことからそれらの在地土豪の要求の上のっていたことと考えられる。とくに次子朝長は松田に屋敷をかまえているが、それはこの地域における波多野氏の勢力の大きいことがしられよう。これらの土豪たちの出自といえ、殆どが京都から関東へ下だり、庄園を管理した庄官の子弟であったが、ここに二世

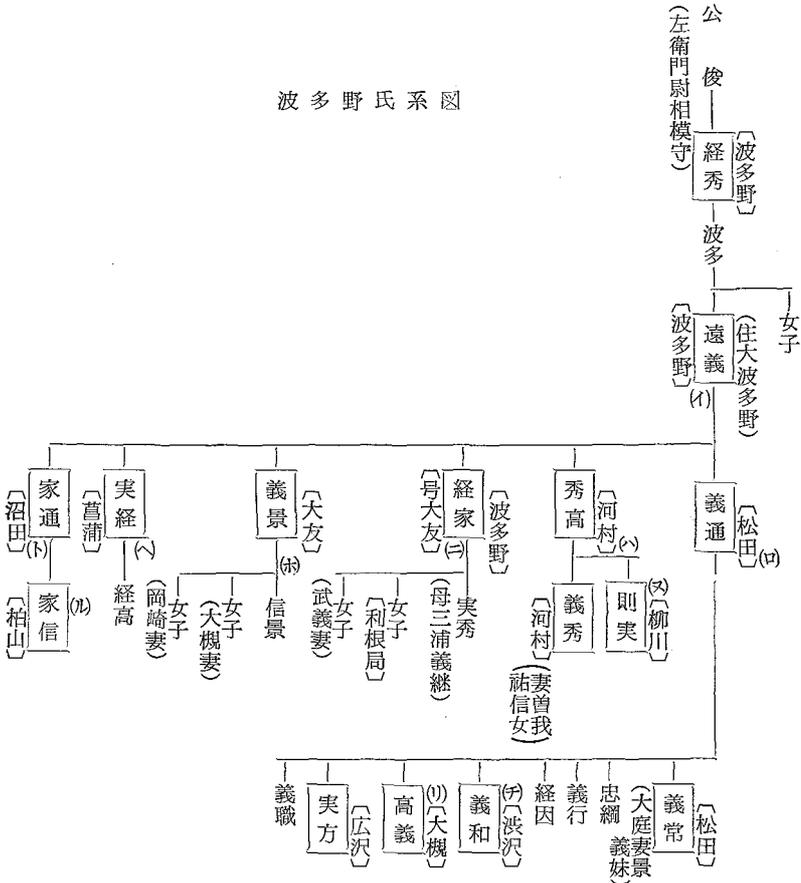
紀ばかりの間に庄園に根をおろし、各地に子孫を配置していった(系図参照)。これにともない律令制下の郡制に変化がおこり「郡」は有名無実となり、「庄」がその把握の単位となった。

西相州はつぎの庄園からなりたっていた。波多野庄は丹沢山塊の分水界を北限に、淘綾山塊の分水界を南限とした秦野盆地と弥勒寺盆地をあわせた地域をいい、中村庄は淘綾地塊内にある中村断層盆地域にあたる。酒匂川流域では成田庄が成田を中心に酒匂川下流域に位し、庄域の西境を酒匂川が流れていたが、現在はおかつての庄域の中央を酒匂川が貫流している。この点から酒匂川下流域の自然堤防の上に集落が成立していた地域が成田庄といえる。大井庄は西丹沢の山麓から川音川の扇状地が展開する地域にあたり、この庄園と成田庄にはさまれて曾我庄が成立していた。一方酒匂川の西岸、酒匂川をつくった扇頂部が荻野庄にあたり、狩川の下流域から早川の流域と土肥郷をふくんだ地域が早川庄であった。これらの庄域はまったく地形区と一致していた(図参照)。またこの限界線は地形の変換線にあたり、当時の耕作技術の限界をしめすと同時に領主の支配地域の限界をもあらわしている。ところが、これらの地域はすでにのべたように単一な支配ではなく、在地土豪・領家・本所といった重層関係をもち得分が分配されていた。とはいえそれぞれ地域Ⅱ庄域によってことになっていた。

成田庄は摂関家領で重層関係をもった東国の典型的庄園で左大臣藤原頼長が伝領していた。保元の乱(一一五六)に、頼長が殺され成田庄が没官領となり、後白河天皇の後院領にくりこまれ、「於官物者辨国庫、至地利者徵納院家」(兵部記保元三・二・九)の条件で後白河法皇が領家になり、本家職を留保して天台座主昌雲に領家職をあたえた。永暦元年(一一六〇)後白河上皇が近江日吉社を京都東山にうつし、新日吉社なるや、翌二年成田庄本家職を寄進し「納其民貢、令宛神用」(平安遺文)にあてたので、延暦寺と新日吉社の両方に成田荘の荘民は関係をもつことになった。また鳥羽天皇皇女で

美福開院を母にもつた八条院は全国に多くの庄園を所有したが、そのなかに京極局から寄進された川勾庄があった。川勾は中村庄を貫流した押切川が砂丘によつて河口がふさがれ川が勾つている地点にあつたので川勾カウガウと呼ばれたが、庄園領主は地名に象徴されるような自然条件のため「当庄本自狭少之地、遼遠之堺」と問題にしなかつた(酒院部)。庄園領主がどう庄地を考へても、直接生産者の庄民には大きな変化があつたとは考へられない。それは中央政府(京都)の貴族官人たちの政治的变化によつて「庄園諸職」所有者の交替があるにすぎず、川勾庄の様に「遼遠之堺」といわれる東国では、庄園領主と庄民とは点と線の関係であつた。この関係を媒介するものに在地土豪があつたが、つねに開拓に関心をもち庄域の拡大強化をはかつていた。大波多野に居をかまえた波多野氏はその典型である。秀卿流藤原氏に出自をもつといわれ、経秀のとき波多野氏を称し、孫遠義にいたり大波多野(現秦野市曾屋)に居住したとつたえられてゐる。遠義の子義通は松田に住し松田氏を、秀高は河村に住して河村氏を、経家は太友に住し「号太友」(吾妻)し、実経は葛蒲に住し葛蒲氏を、家通は沼田に住して沼田氏を称した(図ならびに波多野系図参照)。遠義の子らが居住地の地名を氏姓としたことは在地性の強さと同時に当時の耕作技術と生産形態Ⅱ惣領制的在地支配をあらわしている。遠義が居をかまえた波多野は義野盆地の扇端部に位し、盆地を伏流した地下水の湧水地点にあたり、水量はゆたかである。扇頂部とはちがいさほど自然災害をかうむらない。義道の松田は酒匂川の氾濫限界線と波多野を貫流し、平地に出て扇状地をつくる扇側とにかざられた地点に位するので水を害をこうむらず、水田耕作の用水は丹沢山塊をつくる第三紀層の山から常時供給されている。また松田の集落は酒匂川をつくった段丘上にのつているから水を害をうけにくい。松田と同様な自然地理的条件に太友郷があるが淘綾地塊からながれだす湧水を灌漑用水に利用している。酒匂川の西岸沼田も河岸段丘の上のり、箱根山麓からの水を利用してゐる。河村氏は河村(現山北町)の谷間に住し、

波多野氏系図



酒匂川の氾濫からまもられていた。波多野一族のこの様な転出は、その後もつづき松田義通の子義和は秦野盆地の南端、平沢に、義高は盆地から金目川がでた大槻に、河村秀高の子則実が盆地の西側柳川郷（扇側）に転入した。これとは別に沼田家の子家信は酒匂川の一つくった自然堤防上の栢山に居をさだめている（波多野氏系図）。波多野氏は盆地の扇端湧水地大波多野に根拠を定め、足柄平野の扇側丹沢山塊山麓部から、酒匂川の河岸段丘へすすみさらに転じて秦野盆地の扇側部分と酒匂川の一つくった自然堤防へと勢力を拡

大していった。このことより波多野氏が庄官として波多野庄に下ったとき、この地域でもっとも生産力の高かったのは大波多野であつたろう。それが足柄平野の扇状地性デルタの扇端まで勢力が及んだのは庶子を各地に分散させ、當時なりの生産を固定させたことによる。この過程はそれ以前の当地域における開拓の順序を示めし、人間の自然克服過程をもあらわしているのではなからうか。とはいえ波多野氏の発展がここ二世代におこなわれたことは驚異的動きであり、旧来の「郷名」を単位とした律令制下の村落内に変化があつたと考えられるが、当時の集落成立史上で重要なことは、水が豊富に供給されるが、水害からまもられていることであり、その適、否は村落の規模や生産力の高低をも規定した。したがって、平野の開拓は谷田から河岸段丘かけてすすみ、さらに自然堤防へと展開するが、河岸段丘と自然堤防の間には多くの荒蕪地がのこつていた。一方、盆地では扇状地の扇側におよび、扇頂から扇尖へすすむが、これは扇状地の自然地理的条件<sup>11</sup>盆地の開析状態による。農業が主体的産業であつた時代では、それぞれの開拓段階が地域社会の歴史を特徴づけている<sup>12</sup>。波多野氏とは出自がちがうが、平良文系の中村庄司中村宗平も実平を土肥郷（湯河原駅前地域）に、宗遠を土屋に配した。また同系の曾我氏は曾我山脈の西側に居をかまえた。この動きは旧来の地形区に固定していないで、地形変換線をこえている（図参照）。平安末期から鎌倉時代へ移る時点はこの事態に照応していた。

**鎌倉政権の展開と地域の動向** 治承四年（一一八〇）八月一七日源頼朝は伊豆国目代山木兼隆を急襲して殺害、土

肥氏にささえられて土肥郷にはいり、三浦・和田両氏の援助をまつたが、相模の土豪は反頼朝側にまわつた。八月二〇日頼朝に従つたものは土肥次郎実平（早川）・同弥太郎遠平（上肥）・土屋三郎宗遠（土屋）・同余一義忠（真田）・佐々木太郎定綱・同次郎経高・同三郎盛綱・同四郎高綱（以上渋谷）・大庭平太景義（懐島茅ヶ崎）・豊田五郎景俊（豊田）・

中村太郎景平・同次郎盛平(中村)・平佐古太郎為重(三浦)であつたが、二二日には三浦次郎義澄・同十郎義連・大多和三郎義久・子息義成・和田太郎義盛・同次郎義茂・同三郎義美・多々良三郎義成・同四郎明宗・筑井次郎義行が三浦半島を出て頼朝の軍に投じた。これらの武士の出自は平良文系の中村氏系と平良茂から出て三浦半島に播居した三浦一族が中心であつた。中村氏と三浦氏の関係はここに初つたのではなく、多くの平氏のなかにあつて、すでに大庭の御厨侵入当時から義朝に従い相州に勢をふるつていた。また三浦一族の岡崎四郎義実の妻は中村庄司宗平の娘であつた。これに対し平氏側にたつた相模の武士は大庭三郎景親・俣野五郎景久・河村三郎義秀・渋谷庄司重国・櫛屋権守盛久・海老名弥三郎季貞・曾我太郎助信・滝口三郎経俊・毛利太郎景行・長尾新五為景・同新六定景・梶原景時・飯田五郎義家と波多野一族であり、これらは相模の大きな庄園庄官をして在地に力のある土豪武士であつた。出自からいうと平良茂系の鎌倉氏を中心に藤原系の庄官が連合したが、この段階ではたんに自出だとか血縁などは問題にならなかつた。たとえば大庭景親の兄にあたる懷島景義は頼朝側にたち、反対の松田義常の妻は景義の妹であつた。しかし波多野一族や三浦一族の集団行動や分布より当時は血縁に主体をおいた惣領制支配が考えられる(注)が、さきにくべた義朝の大庭御厨侵入の理由は「国役」をかけるかどうかにたんを發したとはいへ、義朝の所領拡大の意欲がからんでいることからすれば、鎌倉一族の解体や大庭氏の分裂、波多野・曾我両氏に中村・土屋・土肥が対立抗争するのも所領拡大の上で隣接する関係からであろう。西相州の動きはそれを単的にあらわしている。土肥氏が早川をへて南から足柄平野へ伸張すれば松田・河村・沼田諸氏と対立、曾我氏は大友・中村両氏にかこまれるため、勢力の大きい波多野氏側へ、中村・土屋氏の北進は当然波多野氏とぶつかなければならなかつた。当時の生産力の低さからすれば広い荒蕪地があつたであろうから、それをかこいこむための努力が対立を生んだことと思われる。この様な動きが平安

末期の相模全般の社会事情であったが、頼朝の挙兵が口火となり、はつきりと地域的な動きになり得たのではなからうか。この上につてこそ頼朝は鎌倉政権をつくりだし得たと考えられる。八月二七日頼朝は決定的敗北をこうむり、土肥郷岩浦から安房にのがれた。それは三浦氏が安房と地域的に近いので同盟を結んでいた上総介広常をたよって再挙をはかるうとしたからである。とはいえ頼朝の心中疑心暗鬼のものがあつたが、日をおい事態はかわり、さきに反頼朝にまわつた武蔵の武士にささえられ、一〇年六月相模国鎌倉に入ることができた(吾妻)。一〇月一六日に鶴岡八幡宮が建立され、相模国桑原郷(小田原市)が御供料所に、宮根権現御神料に早河本庄が寄進され、波多野義常は自殺し、その遺領は大庭景義があずかり、大庭景親・俣野景久・山内経俊・曾我祐信がくだり、相州の戦闘はおわりをつげた。寿永二年(一一八三)頼朝は鶴岡八幡宮に田嶋郷と高田郷両郷(小田原市)を寄進した。両郷が曾我郷に近接していることから曾我氏の所領の削除部分ともかんがえられる。頼朝は平氏側にたつた波多野・松田・河村・曾我の諸氏を御家人にみとめた。この妥協は在地構造そのものからきているとはいえ、旧来の庄園と在地の關係をも否定せず、頼朝はかえつてそれを擁護し、八条院領中村庄・大井庄・前堀河源大納言領桑原郷余田の「乃貢未済」を催促している。一方、土肥・中村・土屋の諸氏は西相州へ勢力を拡大していったが、鎌倉政権内でも重要役割をはたした。なお土肥氏は梶原氏とともに西国惣追使に任ぜられた。文治二年には「国力涸弊人民殆泥東作業、二品(頼朝)令憐愍給之余仰三浦介、中村庄司等相模國中為宗百姓等給鑿牙人別一斗」とみえ相模国においては幕令が、三浦氏と中村庄司によつて二分され伝達がおこなわれ「宗百姓」に有力百姓をつうじて郷村内にいきとどいたことがしりうる。この關係は郷村内の階級關係をもあらわしている。たとえば義朝の乳人摩々が早川庄に七町の田地と屋敷をもつて生活していたが、これを保証するのは惣領地頭であつた。早川庄では名主職を進退できる地頭職保有者である有力

名主が地頭となつた土肥実平であるし、八条院領河勾庄に住み、波多野庄岩殿觀音堂の誦經を奉行した酒勾七郎政頼もその例である。撰関家領早川庄の地頭や延勝寺領大井庄では旧来の關係をのこしながら地頭は年貢を本家におさめながら御家人となつた。

建久元年(一一九〇)頼朝が京都にむかつたとき、この地域の御家人で従兵となつたものは、中村四郎・中村七郎・中村五郎・曾我小太郎・河勾三郎・酒勾七郎三郎・土肥次郎・土肥荒次郎・広沢三郎・二宮三郎・波多野小次郎・河村三郎・沼田太郎・広沢余三等があつたが、頼朝は御家人の惣領・庶子の關係へもたちいることができた。一方、土肥氏は早川庄の地頭であることから下地進止権の権限をもつて土地の所有権を得ようとしたのか、建仁二年(一一二〇)庄域は下地中分され、一四〇町六反が菅根山に寄進されると同時に預所は広止された。中分がおこなわれたことは早川庄が中分の対称に則応する集落構成と地域があつたのであろう。早川庄の構成は「長尾名」や「一得名」といつた名からなり、名を單位に譲つたり、寄進されたりした(法華經寺文書山内首藤家文書)。名は名所有者の自己の下人・所従によつて耕作される自作地と「在家」の耕作する土地からなつていた。「在家」は作人は加地子を名所有地におさめることによつて名主と關係をもつた(山内首藤家文書)。地頭はつねに荒蕪地開拓によつて自己の得分を拡大しようとしていた。たとえば承元四年(一一二〇)六月「先祖武功之勝劣」のことから松田・河村一族と土肥・小早川輩が「喧嘩」におよび与力する輩とともにそれぞれの城に籠つたのはそれを象徴していよう。この仲介の使になつたのは相模の御家人三浦義村と和田義盛であつたが、その後歴史の動きのなかで注目すべき事実である。

幕府政權の成立・確立過程で、相模の武士は有力な地位をえていたが、幕府政權の拡大は各地の有力地方武士と幕吏の登場があつた。これにともない、とくに西相模の武士の地位は低下していった。それは北条氏が幕府内で力を得て

いく過程とも一致していた。

建保元年(一一二二)和田義盛の挙兵はこの動きに対す西相模の武士の抵抗であった。和田義盛は三浦義明の長子義宗の子であるが、義宗早世のため、三浦氏の惣領職をつがず、和田氏をなのった。鎌倉政権内においても三浦一族とはちがった動きをなし、武蔵横山党と姻戚関係をむすび、とくに相州の武士との関係はふかかった。それは和田氏が蜂起するや「曾我、中村、二宮、河村之輩如雲騷」ぎ、土肥大学助一族、土肥左衛門太郎、松田一族、波多野一族が与力したことからもあきらかであろう(吾妻鑑)(註7)。この戦いで和田氏に与力するとみえた三浦氏は裏切り、幕府側にまわったが、和田氏と相模の武士との関係から、三浦氏が三浦半島から西相模へのりだし、実質的な守護にならうとする思惑があつたのではなからうか(註8)。ところが、兵乱がおさまると西相模の波多野庄菖蒲は執権北条義時に、同じく田原は志村次郎に、大井庄は幕府の吏僚二階堂山城判官にあたえられた。これによって幕府に北条氏と幕府の吏僚の権力が西相模にのびてきたことを意味する。それと同時に地域変化がおきているはずだが、一〇年たった承久三年(一一二二)京都討伐にむかつた武士のなかに、この地域の武士がみえ活躍している。では和田の乱はどう評価すべきであろうか、相州の土豪武士が参加したことは事実であるが、これらの武士の敗北は土豪武士下の惣領制的地域支配が解体して、庶子家の独立がはかられたのではなからうか。これにともない、幕府のとらえる地域は以前の様な惣領をつうじてではなく、より狭い庶子地域を個別にとらえたと思われる。北条氏はこの庶子に相応する小規模領主支配の上のって得宗専政の道をひらくのであろう(註9)。このために史料上では明確にその差があらわれずに、北条氏が旧来の勢力を温存した様にみえるが、決してそうではない。それでこそ、宝治元年(一一四七)に伝統的勢力をもつた三浦氏と千葉氏をうちたおすことができたのである。三浦氏が滅亡したのちは相模守護は不設置であつたが、

〔註〕実質的には北条得宗家ににぎられていた。和田の乱以後、西相州にはこれという動きはなかった。これに照応して地域範囲の拡大、縮少はみられなかった。とはいえ文暦元年（一二三四）の評定衆に土屋左衛門尉平宗光は大井庄の領主山城守行政男隠岐守藤原行村法師と肩をならべていた〔關東評定衆〕。この在地状態は南北朝になってもかわらなかつた。

南北朝の動乱元弘三年王朝の反革命は足利尊氏らにさせられ、北条氏をうちたおすことができた。しかし、在地武士の要求はうけいられず、元弘四年（一二三四）大友氏が「相模国大友郷内田地壹町、屋敷等地頭職並鎌倉名越屋敷、肥後国神藏庄散在名之地頭職」の安堵をうるのがせいぜいであつた。そのためか、同じ年一〇月には矢田与一が「大友郷内田地一町屋敷」に「濫妨」をはたらいた〔大友史料〕。南北朝の内乱が在地領主の所領の拡大と独立過程にさせられていたので、機をみてはそれを実現しようとした。そのため、西相州の武士、波多野、曾我等は北朝側に参加した〔靈頂庵文書〕、文和元年（一二五二）南朝の將「新田左兵衛佐義興、脇屋左衛門佐義治は尚鎌倉におはしけるが、將軍八〔曾我氏系図〕ヶ国の勢を率して、鎌倉に寄給ふ由、聞えければ、義興も義治も只此にて討死せんと宣ひけるを、松田・河村の者共某等が所領の内、究竟の深山候へば、只夫へ先へ先引籠らせ給ひ、諸国の兵を集てこそ、重て合戦も候はめと、強て申ければ、義興・義治諸共に、三月四月、鎌倉を引て、松田、河村、酒匂己下、六千余騎の勢を率して、国府津山の奥に」たてこもつた。しかし、「新田左兵衛佐義興、脇屋左衛門佐義治、俱に相模河村城を落て」「東国心安く成て、將軍尊氏卿上洛」〔太平記〕しえた。この様な武士の動きは鎌倉時代初期の農村と大差がなかったことに起因しよう。たとえば大友郷（現在の西大友、東大友、延清を中心した地域）が、近世にみられる集落構成とは本質的にちがひ、「一丁 延清名」といった「名」からなりたつていた。これ実態はおそらく、早川庄の「一得名」や「長尾名」と同

じであつたらう。延清は酒匂川をつくった自然堤防と河岸段丘との間に位し、酒匂川をつくった河の堆の上のつた集落であつたが、酒匂川に連続した堤防がつくられない近世以前では自然河川の災害におそわれることはしばしばだつたらう。集落は自然河川によって河道より高く堆がつくられた地を足かがりに土地開発がすすめられたと思われ、そのため、「延清名」といっても一円に集中して存在せず、耕地になりうる地を耕地にしたため、「名」耕地は在散していただろう(註11)。いいかえるならば何人かの「名」耕地が一定の地域に存在していたし、名を所有する武士は所領の一円化をはかろうと闘争したのではなからうか。この様な事態は河道が人工的に固定する戦国時代までつづき、中世村落と近世村落は根本的にちがっていたと思われる(註12)。

三浦氏は、北条氏の滅亡後、建武二年(一二三三)高継が「相模国大介職尉三浦内三崎、松和、金田、菊名、網代、諸石名、大磯郷、東坂間、三橋、末吉、上総国天羽郡内」の所領を尊氏より得て相模の守護になつた(文書)が、その子高通になると貞治五年(一二六六)鎌倉浄明光寺領相模国金目郷に守護代が「背先例、放入使者於当所、充仰種々課役就致謹責、土民等及牢籠」した。そこで関東管領基氏は「所行之企、甚難通其咎、所詮為断向後違乱、厳密所有沙汰」だと三浦高通に申しおくれた。この事態がおこるのも、寺領の「公田」にかかる「伊勢太神宮役夫工米、造内裏、御禊、大嘗会以下勅役、院役、都鄙寺社所役、国司、守護使入勘、官使、段末、棟別、関津賃銭、官家、俗家臨事公役」をかけたたり、「甲乙人等妨」や「一円不輸」を保証したり、「公田」の流夫の被害状態を調査して「公田」にかかる諸役の免除査定をするのも守護の役割であつたからである(浄光明寺文書)。守護がこの権限を利用すれば容易に在地へ勢力拡大ができるのである。また、中村庄麿河村(前川)は走湯山雷電社領で中納言律師明善の「沙汰付下地」であつたが、明德元年(一二三九〇)「中村安芸太郎代官等、立違遵行之地致違乱」におよんだ。それは中村庄の進止権が中

村安芸太郎にあって、庄内に畠一〇町と田六町の雷電社領があるところから違乱がおこなわれたらしい。この違乱に對して相模守護三浦高連は国代官岡藏人大夫人入道聖州をつかわし、調査して違乱をみとめ、走湯山の権利を保護した(走湯山)。応永九年(一四〇二)にも鶴岡八幡宮が所領「早河庄内久富名」を竜崎尾張守家人依田太郎に十五ヶ年期で売わたしたが、依田太郎は「任社領沽却之地半済之法、被仰付之処、一円押領之、苜取作毛、剪取竹木」などの「種々狼籍」をしたので、関東執事上杉朝宗は「雖年紀一ヶ年相成沙汰下地於弘能」と守護三浦高連にその禁止を命じた(鶴岡八幡宮文書)。守護をはじめとして在地武士達は非合法とはいへ、實質的に下地を握っているところから自己の所有権を實現させようとした。しかし、さきにものべたように「公田」の年貢諸役のうえに立っている鎌倉府にしてみれば、在地武士の要求とは矛盾するので、その要求を否定した。しかし、「百姓」の要求の上に立っている在地領主の要求をいつまでも否定できるものではなかった。応永二三年(一四一六)上杉禪秀の乱はそれら在地領主の不満の爆發であった。ことのはじまりは禪秀の家人の所領が関東管領足利持氏によってうばわれたことが直接の原因であったが、鎌倉府内であつて犬懸上杉氏が山内氏によって庄倒されつつあつたことや京都に於て義嗣が義持にかわり將軍になろうとした動きがからんで戦いとなつた(註13)。一見、私怨にみえるこの戦いも、さきにものべた事態や禪秀が応永二二年に関東執事をやめたとき「今年何となく鎌倉中騒動して近国の兵、忍び忍びに参りける」といつた風雲急を告げる動きがみえ、動乱に与力した「千葉介兼胤、岩松治部大輔入道天用(満純)、兩人は禪秀の婿なれば不及申、渋谷左馬助、舞木太郎、児玉党には大類、倉賀野、丹党の者ども、其外荏原、蓮沼、別府、玉井、瀬山、龜尻、甲州には武田安芸入道信満には禪秀の舅なれば最前に来る。小笠原の一族、伊豆には狩野介一類、相州には曾我、中村、土肥、土屋、常陸には名越一党、佐竹上総介(山入興義)、小田太郎治朝、府中、大掾行方、小栗、下野に那須越後入道資之、宇都

宮佐衛門佐、陸奥には篠河殿へ頼申間、芦名盛久、白川、結城、石川、南部、葛西、海東四郡の者どもみな同心す、鎌倉在国衆には木戸内匠助伯父甥、二階堂、佐々木一類を初めとして百余人（鎌倉次）であつたが、「相州」のものとして、曾我、中村、土肥、土屋があげられ、つねに関東管領と歩を一つにしてきた武士が反対側にまわつたことは注目すべきである。また、これらの武士は西相州のもので、もともとも戦鬪的に戦つてゐる。これにより持氏は窮地に追いこまれたが、幕府は持氏支持にかわり、駿河守護今川氏を討伐にさしむけたので禅秀の「味方大形心替りして敵に加」わるといつた仕末で決定的戦鬪がおこなわれずに乱は幕をとじた。この成ゆきは当時「国人」と呼ばれた土豪武士の経済的基礎に大きな変化がなかつたことによるが、必ずしも事はこれでおさまらなかつた。応永二四年持氏は信任のあつた鎌倉侍所大森式部大輔頼顕に土屋・土肥の欠所地をあたえ、小田原に配して西相州の武士の反乱にそなへると同時に西国からの脅威に対処した。内乱につぐ内乱は永享一〇年（一四三八）持氏と山内上杉憲実の戦い発展し、曾我中村両氏は持氏側に参加敗死した。持氏の敗死は結城の乱をひきおこし、かえつて関東は混乱状態になつた。そこで宝徳元年（一四四九）関東の豪族安房の里見、下総の結城、千葉、梁田、下野の小田、小山の諸氏は持氏の子成氏を関東管領にむかえたが、旧来の関係をかえるのではなく、「公田」に基礎をおき、浄光明寺領の地域、波多野庄内平沢村、荻野庄内怒田郷、同国波多野庄内大槻村が関東管領の権限で、「役夫工米、国衙般若会以下諸役課役、並守護使、郡使催促入部」が免除された。また鶴岡八幡宮の所領は売却されていたが保護をくわえるためつぎの様な徳政をしいた。

「鶴岡八幡宮御供所武蔵国青木村宗興寺并慶昌庵買得、得之、同地下人等買得、所々、相模国早河庄久富名内中村掃部助、  
 同国阿久和郷内水田、同国桑原郷内田島、同国宮根山関所落同式部、等事、雖令沽脚、為徳政所返付也、早止買得

人綺、如元可全知行之状如件

宝徳二年九月廿一日

当社別当御房

〔(鶴岡八幡)  
(宮文書)〕

(成氏)  
(花 押)

これによると鶴岡八幡宮の「沽脚」の地は当地域の交通の要衝にあたるので成氏も地下人の手にわたることは自己の権力の基礎をほりくずされるものとみて徳政をしいたのであろう。同じ地下人といっても、浄光明寺領波多野庄三久留部名では三久留部兵庫助の相拘田地を兄七郎次郎が地代官をしていたとき、多分の地を沽却するといった分解もみられた。とはいえ、「地下人」という武士の要求に反したことは成氏が康正元年(一四五五)上杉房顕らにそむかれ、関東管領職を奪われ、古河におわれる運命を約束したようなものであった。

それは地域的発展の速度によつてことなるが古河公方を支持する地域と上杉氏を支持する地域にわかれてあらい、その中心は武州から上州にかけてであった。文明九年(一四七七)になるとその余波が相州にもおよび長尾景春の被官人が溝呂木(厚木)に城をかまえ、越後五郎四郎が小磯に山城をとりたて、金子掃部助が小沢(愛甲郡角田)に籠り、上杉氏の将太田道灌に抗した。そのころ、西相州には松田左衛門尉頼秀があつて、道灌には「雖河村令合宿候、残留忠信、誠不勝所感候」と評価されていた。また中村庄五所八幡宮の長禄元年(一四五七)の棟札には「右憑茲御造之功勲、天下泰平、国衛豊吉と曾我五郎右衛門入道資吉の名がみえ、文明十二年(一四八〇)の棟札には「右憑茲御造之功勲、天下泰平、国衛豊饒、大檀那身宮安泰、福寿増長、子孫繁栄、祈願成就、皆令満足百夏、如意次翼郷中氏人真俗等、除災与衆、仍板札旨如件」(新編相模國風土記稿)としるされた。これを勧進する層は在地の地下人という武士らであり、北条早雲の出現を期待していた層であつた。明応四年(一四九五)九月小田原城を早雲が攻撃したとき、大森藤頼に従つたのは成田出身の成田氏

であつたが、相州の有力武士、間宮、石巻、安藤、梶原、大谷、諏訪、橋本、関、福島、中村、酒匂、行方、河村、布施の諸家は北条氏に参加した。その後、これらの諸家は北条氏政権内で大きな地位をえて、分国拡大に大いに活躍した。それらは酒匂出身の武士が多く、北条氏の分国拡大後も足柄平野に所領をもっていたが、曾我氏のごときは山内上杉氏とともに越後にうっていったものもあつた。西相州の武士の系譜は何度かの戦乱をへてきたとはいへ変らなかつた。それと同様に地域的要求による地域変化は平安末期から鎌倉初期ほどの展開はみせなかつたが、戦国時代になり、知行地がきめられ、知行替がおこなわれはじめると知行地の位置を確認する郡制が復活した。ところが律令制国家下の郡制とはちがひ、相州では東郡・中郡・西郡がおかれ、他地域は敵国との力関係で支城を中心に地域が設定され、また小田原を中心に三保ノ奥をいった地名も生まれた。

註1 歴史の教科書では中世即封建制と規定しているが、強いて封建制を中世というならば、私としては近世、後期封建社会を中世と規定したい。これについては異論もあろうが、別稿にゆずり、編者の意図にそつたいわゆる鎌倉時代から織豊政権成立以前を中世とする。ここでは中世を無規定、無概念でつかつてゐる。

註2 これが地理学でいう圏構造論と思うが、ここでは戦国から江戸時代の転換期が紙数の関係で論ぜられないので明確にでてこない。

註3 現在でも湧水は琴野市街地の用水に使用しても多量にあまつてゐる。

註4 現在でも松田地域の水田の一部はこの水を利用してゐる。第三紀層はつねに水をふくんでいて、平地に水を供給するので、はやくから水田経営の適地となつてゐる。小出俊著「山崩れ」応用地質Ⅱ 古今書院

註5 この点について、谷岡武雄氏は「一般的に沖積扇状地においては、傾斜変換線に当るため湧水をみる扇端がまず居住され

ついで扇側より扇頂に向い中央の開発は最も遅れて行われる。従つて扇端と扇央との間には、開拓の时期的な大きな隔りが存在する。そうしてこの隔りは、畿内の歴史的な先進地域を遠ざかるにつれてはなほだしくなるものと考えられる」と指摘されている〔歴史地理講義 3 日本 中世の開拓と土地利用〕。この指摘は一面的には正しいが、辺境地帯の研究がおくれている現在、そういえるかどうか、また、畿内に集中的に史料がのこっている点などから、この点について再検討されるべきである。とくに開拓の絶対年代については日本の地質の複雑性とからんで、きわめにくい人間が自然を克伏するのが、いかなる段階に可能になるか、またその原動力は何によるかを考える上でも重要である。「畿内の歴史的な先進地域を遠ざかるにつれて」開拓がおくれるのは畿内の文化水準の高いことによるのか、畿内の地質構造、そのものからくるものであろうか。この点についてはまだ充分の検討の余地がのこされている。関東のやうな構造盆地では畿内で自然を克伏した技術で可能なのかどうか、それに関係して畿内を遠ざかるにつれて、開拓がおくれるという問題のたてかたには難点があるのではなからうか。就中、文化水準はたしかに畿内ではたかいが、それが農民の再生産構造と直接関連して開拓を可能にしたのであろうか、この点についてはすぐれた研究、菊地利夫氏の「新田開発」をあげうるが、また、日本全体史における近世の新田の役割については充分の解答をあたえたとはいえない。

註6 拙稿「後北条氏分国の地域的研究」歴史評論 一〇〇号

註7 この外和田氏に与力する相模の武士は毛利、渋谷、梶原、大庭、豊田、四宮、愛甲、海老名、白根、岡崎、佐奈田、津久井の諸氏があった。

註8 相模国の守護について、佐藤進一氏は「承元三年十二月十五日幕府より近国守護に命じて補任の下文を提出せしめた時、三浦義村は『祖父義明天治以来依相交相模国雜事、同（右大将）御時、検断事同可致沙汰之旨、義澄承之記』と上申した（吾妻）。これによれば頼朝は創業の際、従来の三浦氏が相模国に有した或る種の権限（相交相模国雜事）を認め、且つ検断権を附与して、そのまま三浦氏を相模守護とした訳である」と考証されたが、さきにあげた文治二年に頼朝が「為宗白

姓等給鹽牙」たとき、三浦と中村庄司に命じていることから、三浦氏が相模守護になっていたとはいえ、その権限は一國全体にわたったかは疑問である。

註9

鈴木良一著「横浜市史」第一巻 の得宗専政の評価は、小規模領主の権力と評価している。横浜地域の小領主の経済的基礎の地域は相模の上享武士の庶子の経済的基礎の地域と同質ではなからうか。また幕府法に規定された惣領法はこの様な経済的規模をもつ武士を考えて想定されたのではなからうか。すなわち谷田を基礎にもつ武士のことである。

註10

佐藤進一著「鎌倉幕府守護制度の研究」

註11

庄園の「名」が敢在するのも、この様な自然地理的条件からくるのではなからうか。この点に留意して、今後の庄園ならば中世村落の研究がおこなわるべきであろう。

註12

中世の「名」が近世になってのこり得ないのもこの様な点に起因するのではなからうか。

註13

永原慶二「東国における惣領制の解体過程」史学雑誌 61篇3号

(付記、

「戦国から近世」の問題は紙数の関係で省いたが、史学会大会シンポジウムで報告をおこなったので、別稿を用意している。「戦国大名論」歴史学研究一九五五年四月号。なおこの研究は鈴木良一氏との一連の研究成果である。最後に浅香幸雄先生の御推挙により本稿をまとめたことに感謝します)